

| | |
|------------------|---|
| Title | 慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究センター規程 ; 慶應義塾大学DMC紀要編集委員会規約 |
| Sub Title | |
| Author | |
| Publisher | 慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究センター |
| Publication year | 2015 |
| Jtitle | 慶應義塾大学DMC紀要 (DMC Review Keio University). Vol.2, No.1 (2015. 3) ,p.57- 59 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO32002001-00000002-0057 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究センター規程

制定 平成 22 年 3 月 30 日
改正 平成 23 年 3 月 25 日
平成 26 年 7 月 4 日

(設置)

第1条 慶應義塾大学に、慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究センター (Research Institute for Digital Media and Content。以下、「DMC研究センター」という。) を置く。

(目的)

第2条 DMC研究センターはデジタルメディア・コンテンツに関連する研究教育活動を通して、慶應義塾の総合力を活用した人文科学、社会科学、理工学、医学などの融合による新しい知の創造と流通の国際的な先導を実現し、新たな産業、教育、文化、芸術分野等の創出に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 DMC研究センターは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 デジタルコンテンツに関する研究
- 2 デジタルコンテンツの国際的流通を促進するデジタルコンテンツ生成・蓄積・発信に関わる事業
- 3 デジタルコンテンツに関する国際的な人材育成を目的とした教育事業
- 4 各事業の国際的な産官学連携を推進する事業
- 5 その他 DMC研究センターの目的を達成するため必要な事業

(組織)

第4条 ① DMC研究センターに次の教職員を置く。

- 1 所長 1名
 - 2 副所長 若干名
 - 3 研究員 若干名
 - 4 専門員 若干名
 - 5 事務長 1名
 - 6 職員 若干名
- ② 所長は、DMC研究センターを代表し、その研究と業務を統括する。
- ③ 副所長は、所長の命により、所長を補佐し、必要

に応じてその職務を代行する。

- ④ 研究員は、兼任研究員とし、必要に応じて有期の大学教員をおき、所長の指示に従い研究に従事する。
- ⑤ 専門員は、専門員（有期）とし、DMC研究センターの事業目的を達成するために必要な職務を行う。
- ⑥ 事務長は、DMC研究センターの事務を統括する。
- ⑦ 職員は、事務長の指示により必要な職務を行う。
- ⑧ なお、DMC研究センターに必要に応じて訪問学者を置くことができる。

(協議会)

第5条 ① DMC研究センターにデジタルメディア・コンテンツ統合研究センター協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

② 協議会は、DMC研究センターの諮問機関として、DMC研究センターの基本方針および関連する諸事項について協議する。

③ 協議会は、次の者をもって構成する。

- 1 所長
- 2 副所長
- 3 大学各学部長および大学大学院各研究科委員長
- 4 大学メディアセンター所長
- 5 事務長
- 6 その他所長が必要と認めた者

④ 協議会は、所長が招集し、その議長となる。

⑤ 構成員の任期は、役職で選任された者はその在任期間とする。その他の者は 1 年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 ① DMC研究センターにデジタルメディア・コンテンツ統合研究センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

② 運営委員会は、次の事項を審議し、DMC研究センターの円滑な運営を図る。

- 1 DMC研究センターの研究・運営の基本方針に関する事項
 - 2 DMC研究センターの事業計画に関する事項
 - 3 DMC研究センターの研究員の人事に関する事項
 - 4 DMC研究センターの予算・決算に関する事項
 - 5 DMC研究センターの研究・運営に必要なその他事項
- ③ 運営委員会は、次の者をもって構成する。
- 1 所長

- 2 副所長
- 3 事務長
- 4 その他所長が必要と認めた者
- ④ 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。
- ⑤ 構成員の任期は、役職で選任された者はその在任期間とする。その他の者は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(任免)

第7条 ① DMC研究センターの教職員の任免は、次の各号による。

- 1 所長は、大学評議会の議を経て、塾長が任命する。
- 2 副所長は、所長の推薦に基づき、塾長が任命する。
- 3 研究員は、運営委員会の推薦に基づき、塾長が任命する。
- 4 研究員のうち、有期の大学教員は、運営委員会の推薦に基づき、大学評議会の議を経て、塾長が任命する。
- 5 訪問学者については、「訪問学者に対する職位規程(昭和51年8月27日制定)」の定めるところによる。
- 6 専門員、事務長および職員については、「任免規程(就)(昭和27年3月31日制定)」の定めるところによる。
- ② 所長、副所長の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- ③ 研究員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、研究員のうち、有期の大学教員の任期は1年度以内とし、重任を妨げない。

(経理)

第8条 ① DMC研究センターの経理は、「慶應義塾経理規程(昭和46年2月15日制定)」の定めるところによる。

② DMC研究センターの事業には、次の資金をもって充てるものとする。

- 1 外部機関からの委託研究資金
- 2 外部機関または個人からの寄附金
- 3 その他

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、協議会の審議に基づき、大学評議会の議を経て塾長が決定する。

附 則

- ① この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- ② この規程の施行に伴い、「慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構規程」は廃止する。

附 則(平成23年3月25日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月4日)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

慶應義塾大学 DMC 紀要編集委員会規約

1. 慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研

究センター（以下、DMC 研究センター）のもとに、『慶應義塾大学 DMC 紀要』（以下、『紀要』）の編集を目的として、慶應義塾大学 DMC 紀要編集委員会（以下、委員会）を置く。

2. 委員会は次の各号をもって構成する。

- ① DMC 研究センター所長
- ② DMC 研究センター副所長
- ③ DMC 研究センター 研究員 若干名
- ④その他 DMC 研究センター所長が認める者 若干名

3. 職位によらない委員の任期は 2 年とし、重任は妨げない。委員が任期未満で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 委員長は DMC 研究センター所長とし、委員会の招集を行う。

5. 副委員長は DMC 研究センター副所長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

6. 職位によらない委員の任免は、DMC 研究センター運営委員会（以下、運営委員会）において行う。

7. 各委員の役割分担については、委員会において決定する。

8. 委員会は、『紀要』の計画立案、編集、投稿規定の改廃などにあたる。

9. 委員会は、投稿原稿の査読について査読者 2 名を選出し、委嘱する。必要があれば外部の専門家に委嘱する。採否は、査読者の査読に基づき、委員会が決定する。

10. 『紀要』は原則として、DMC 研究センターが管理する Web サイトでの公開とする。

11. 『紀要』の通称は『DMC 紀要』とし、英文では『DMCReview』とする。

12. 本規約の改廃は、運営委員会において行う。

(附則)

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。